

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第100期第3四半期
(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 参天製薬株式会社

【英訳名】 SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 黒川 明

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号

【電話番号】 06(6321)7332

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長
原田 哲

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号

【電話番号】 06(6321)7332

【事務連絡者氏名】 財務・経理グループマネージャー
畑上 史朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第3四半期 連結累計期間	第100期 第3四半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高(百万円)	82,105	86,438	110,812
経常利益(百万円)	22,820	23,032	31,484
四半期(当期)純利益(百万円)	14,677	14,766	21,333
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,084	13,934	19,796
純資産額(百万円)	144,006	161,784	156,404
総資産額(百万円)	166,167	187,577	184,801
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	172.43	169.49	249.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	172.24	169.33	249.42
自己資本比率(%)	86.5	86.1	84.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,451	12,237	17,769
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,116	9,945	7,676
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,158	8,487	1,570
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	58,063	65,784	72,482

回次	第99期 第3四半期 連結会計期間	第100期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	63.50	55.79

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 第99期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、参天製薬グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(医薬品事業)

平成23年10月にノバガリ・ファーマ・エス・エーを買収したことにより、連結の範囲に含めています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において参天製薬グループが判断したものです。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間の業績の状況

国内医療用眼科薬市場は、抗アレルギー剤、網膜疾患治療剤および角結膜疾患治療剤の伸長により、前年同四半期と比べ拡大しました。

一方、海外医療用眼科薬市場は、アジアでは堅調に推移しました。

国内一般用眼科薬市場は、需要の減少により、前年同四半期と比べ縮小しました。

このような状況下、当第3四半期連結累計期間の業績は、以下のとおり増収増益となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)	前年同四半期比(%)
売上高	82,105	86,438	5.3
営業利益	22,107	22,220	0.5
経常利益	22,820	23,032	0.9
四半期純利益	14,677	14,766	0.6

[売上高]

前年同四半期と比べ5.3%増加し864億3千8百万円となりました。

これは、主力の国内医療用医薬品事業において、緑内障・高眼圧症治療剤「タプロス点眼液」・「コソプト配合点眼液」、角結膜疾患治療剤「ジクアス点眼液」等の成長に加えて、海外における普及促進活動により、当社製品の市場浸透が進んだことによるものです。

[営業利益]

前年同四半期と比べ0.5%増加し222億2千万円となりました。

売上原価は前年同四半期と比べ2.9%増加し269億5千万円となり、売上原価率は前年同四半期と比べ0.7%改善し31.2%となりました。販売費及び一般管理費については、前年同四半期と比べ10.2%増加し372億6千7百万円となり、このうち研究開発費は122億4千3百万円となりました。

[経常利益]

前年同四半期と比べ0.9%増加し230億3千2百万円となりました。

[四半期純利益]

前年同四半期と比べ0.6%増加し147億6千6百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間のセグメント別業績の状況

参天製薬グループは、医薬品事業とその他事業の二つのセグメントから構成されます。売上高の多くは医薬品事業によっており、その全売上高に占める比率は97.6%になります。

医薬品事業の売上高は、前年同四半期と比べ4.7%増加し844億3百万円となりました。営業利益は、220億1千1百万円となりました。一方、その他事業の売上高は、眼内レンズ「エタニティー」が順調に市場に浸透した結果、前年同四半期と比べ38.2%増加し20億3千4百万円となりました。営業利益は、2億8百万円となりました。

	国内		海外		合計	
	金額 (百万円)	前年 同四半期比 (%)	金額 (百万円)	前年 同四半期比 (%)	金額 (百万円)	前年 同四半期比 (%)
医薬品事業	71,755	4.5	12,648	5.6	84,403	4.7
医療用医薬品	68,168	4.8	12,638	5.6	80,807	4.9
うち眼科薬	59,487	4.7	12,396	8.2	71,884	5.3
うち抗リウマチ薬	7,786	2.9	84	9.1	7,870	2.9
うちその他医薬品	895	35.8	157	63.5	1,052	3.5
一般用医薬品	3,587	0.6	9	41.5	3,596	0.5
その他事業	1,397	30.0	636	60.2	2,034	38.2
医療機器	1,388	30.2	636	60.2	2,025	38.4
その他	8	4.3	-	-	8	4.3
合計	73,153	4.9	13,285	7.4	86,438	5.3

(注) 各セグメントの売上高は、外部顧客に対する売上高を表しています。

〔医薬品事業〕

(医療用医薬品)

<眼科薬>

〔国内〕

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開し、国内医療用眼科薬の売上高は、前年同四半期と比べ4.7%増加し594億8千7百万円となりました。

緑内障・高眼圧症の治療ニーズに合致した新製品「タブロス点眼液」が順調に市場浸透した結果、売上高は前年同四半期と比べ8.9%増加し54億9千3百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場に対するドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示し、売上高は、前年同四半期と比べ5.0%増加し152億1千7百万円となりました。また、平成22年4月にドライアイ治療剤として日本での製造販売承認を取得した新製品「ジクアス点眼液」は、平成22年12月に発売を開始し、売上高は19億2千9百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、市場環境の変化などにより、「クラビット点眼液」、「タリビッド点眼液」両剤合わせた売上高は、前年同四半期と比べ4.9%減少し98億3千9百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、引き続き医薬情報提供活動に注力し、加えてスギ花粉の飛散が前年同四半期と比べ大規模であったこともあり、「リボスチン点眼液」の売上高は、前年同四半期と比べ9.0%増加し18億5千2百万円となりました。

〔海外〕

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前年同四半期と比べ8.2%増加し123億9千6百万円となりました。

欧州では医薬情報提供などの普及促進活動に注力した結果、ドイツにおいて新製品の緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」が市場に浸透してきました。

アジアにおいても、普及促進活動の展開により、中国、韓国を中心に、当社製品の市場浸透が

進みました。

<抗リウマチ薬>

抗リウマチ薬の売上高は、「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠」が、国内において関節リウマチ治療ガイドラインで強く推奨される製剤に位置付けられていることもあり、前年同四半期と比べ2.9%増加し78億7千万円となりました。

<その他医薬品>

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。
その他医薬品の売上高は、前年同四半期と比べ3.5%減少し10億5千2百万円となりました。

（一般用医薬品）

一般用医薬品の売上高は、サンテF X発売20周年記念キャンペーンを中心に販売促進活動に注力しましたが、国内における需要の減少や競合の影響もあり、前年同四半期と比べ0.5%減少し35億9千6百万円となりました。

[その他事業]

（医療機器）

医療機器の売上高は、高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティー」の普及促進活動に注力した結果、前年同四半期と比べ38.4%増加し20億2千5百万円となりました。

（その他）

その他の売上高は、(株)クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものであり、8百万円となりました。

ノバガリの買収について

当社は、平成23年9月27日、ノバガリ（フランス共和国）の発行済株式の約50.55%を取得することでノバガリおよびノバガリの株式保有者と株式譲渡契約を締結し、平成23年10月11日に同株式を取得しました。また、当該株式譲渡契約に基づき、フランス金融市場庁（AMF）の規則に従い、平成23年12月2日から15日にかけて実施した公開買付を通じて、ノバガリの発行済株式の約96.73%を取得しました。この結果を受けて、平成23年12月23日、AMFは、公開買付に応募されなかった残存株式（ノバガリが自己株式として保有する株式を除きます。）の強制取得（以下、「本スクィーズアウト」といいます。）を実行するとの決定について公表しました。

当該決定に基づき、当社は、平成24年1月6日、本スクィーズアウトの実行によりノバガリの全株式を取得しました。

この買収によって、当社が長期的な経営ビジョンとして掲げる「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、ノバガリの有する研究開発パイプラインと製剤技術を獲得することにより、ドライアイ領域でのパイプラインの強化と製品競争力の向上を実現し、当社の事業基盤を強化することができると考えています。

ノバガリの企業結合に関して、当第3四半期連結累計期間の業績に、ノバガリの業績は含まれていません。

当第3四半期連結会計期間の財政状態

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末と比べ27億7千6百万円増加し、1,875億7千7百万円となりました。現金及び預金の減少などがありましたが、ノバガリ買収によるのれんの増加などが要因です。

負債は、前連結会計年度末と比べ26億5百万円減少し、257億9千2百万円となりました。未払法人税等の支払いなどが要因です。

純資産は、前連結会計年度末と比べ53億8千万円増加し、1,617億8千4百万円となりました。利益剰余金の増加などが要因です。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比べ1.6ポイント増加し、86.1%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、122億3千7百万円の収入（前年同四半期は94億5千1百万円の収入）となりました。税金等調整前四半期純利益は230億6千6百万円であり、法人税等の支払いが92億6千2百万円あったことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、99億4千5百万円の支出（前年同四半期は81億1千6百万円の支出）となりました。ノバガリ買収による連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が102億7千8百万円あったことなどによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、84億8千7百万円の支出（前年同四半期は71億5千8百万円の支出）となりました。配当金の支払いが85億9千1百万円あったことなどによります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比べ66億9千7百万円減少し、657億8千4百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

中期経営計画について

参天製薬グループは、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、以下の5つを基本方針とした3カ年の中期経営計画（2011 - 2013年度）の実行に取り組んでいます。

【2011 - 2013年度 中期経営計画基本方針】

- (1) 日本基準からグローバル視点での研究・開発へ転換
- (2) 新製品と営業競争戦略による国内でのシェア獲得と事業成長
- (3) 積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長
- (4) 世界4工場体制への円滑な移行と新興国対応体制の設計
- (5) グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発

株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、買収の条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものおよび当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模買付行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

2 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．当社の企業価値の源泉について

当社の基本理念について

当社は、医療用眼科薬事業を中心に、眼科とリウマチに特化した独自性ある医薬品企業として、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを目指すとともに、当社の企業価値の向上に努め

できました。

企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、強みを発揮できる分野への経営資源の集中、組織力の強化および徹底した生産性と効率性の追求に象徴されます。

強みを発揮できる分野への経営資源の集中

“眼科”および“自社の強みが発揮できる特定分野”に特化した“研究開発型製薬企業”として新製品開発に注力しています。また、国内医療用医薬品事業を中心に、顧客満足度向上と製品ラインの充実により、強固な普及促進基盤を構築しています。

組織力の強化

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入するとともに、小さな組織を心掛け、迅速に決断・行動することを徹底しています。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性・客観性を高めながら、社会全体のみならず、株主、顧客、取引先および従業員を重視した経営を行っています。

徹底した生産性と効率性の追求

新容器の導入による使用性・識別性、生産性の向上などにより、点眼薬を世界のトップレベルの品質・コストで製造しています。また、基幹業務システムの一斉導入により、グループ全体で常に徹底した生産性と効率性を追求してきました。

ロ．企業価値向上のための取組み

当社は、参天製薬グループの企業価値のより一層の向上を図るために、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と強みが発揮できる地域での成長」を基本方針とした5ヵ年の中期経営計画（2006 - 2010年度）を継続して推進しています。

上記中期経営計画に定める基本方針を実現すべく、当社は、グローバル戦略新薬候補を充実させること、日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力すること、生産基盤を強化させることおよびグローバルレベルで人材・組織を強化することに注力しています。

（平成23年度以降は、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、3ヵ年の中期経営計画（2011 - 2013年度）の実行に取り組んでいます。なお、中期経営計画基本方針は、「（3）中期経営計画について」をご参照ください。）

ハ．安定的な株主還元政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方に基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却についても、株主価値・資本効率向上のための機動的手段として適宜検討していきます。

ニ．コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」および「戦略審議委員会」を設置しています。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会の決議および平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された当社の「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を、平成22年5月11日開催の取締役会の決議および平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部改定の上、更新しました（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

イ．本更新の目的

本プランは、当社株式に対する買収もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続を明確にし、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

ロ．用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

特定株主グループ（注1）の株券等保有割合（注2）または株券等所有割合（注3）を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為

結果として特定株主グループの株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

ハ．本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること

独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後に、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること

当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること

当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は後記（独立委員会の概要）をご確認ください。）を設置すること

独立委員会は、下記ホ．の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと。ただし、独立委員会は、本プラン所定の場合には、発動の勧告に際して、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと

当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認すること

ニ．本プランの具体的手続

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず、当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。なお、意向表明書および下記 に定める大規模買付情報における使用言語は、日本語に限ります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

独立委員会および当社取締役会への情報提供の要求

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。大規模買付情報には以下の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。）

大規模買付行為の目的（注4）およびその内容（買付対価の種類・価額、買付け等の時期、買付け等に関連する一連の取引のスキーム（注5）、買付け等の方法の適法性（注6）等を含みます。）

買付価格の算定の基礎（注7）および経緯（注8）ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得もしくは経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等（注9）

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針

買付目的が純投資の場合、投資方針

買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針および議決権行使方針ならびにその理由（注10）

大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限（意向表明書を受領した日から原則として60日を上限とします。）を定めた上、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示します。

独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会から大規模買付情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、独立委員会が、大規模買付者に追加的に提供を求めた情報を含め、大規模買付者により十分な大規模買付情報が提出されてから60日を超えないものとします。ただし、独立委員会が、当初の独立委員会評価期間中に、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会評価期間を一回ないし複数回延長することができるものとします（期間延長は、延長前の独立委員会評価期間の終了の日から30日間を上限とします。）。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間（延長期間を含みます。）が経過した後、開始され得るものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付行為が下記ホ．（ ）から（ ）に定める要件のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉等を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日を超えないものとし、以下、「取締役会評価期間」といいます。）に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

以上のように、独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等を十分かつ慎重に検討・評価し、下記ホ.の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。なお、独立委員会評価期間が開始した事実、独立委員会評価期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由ならびに独立委員会の勧告の内容等の情報については、速やかに公表します。

取締役会の決議

当社取締役会は、下記ホ.の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について会社法上の機関としての決議を行うものとし、ただし、下記に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、会社法上の機関としての決議を行うものとし、なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置を発動するに際して、(a)下記ホ. に従い、独立委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、(b)ある大規模買付行為について下記ホ. ()から()に定める要件の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとし、なお、株主意思確認総会の決議の概要については、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ホ. 対抗措置発動の基準と内容

対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合であっても、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示等により当社株主の皆様を説得するに留め、下記 で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。このように、対抗措置が発動されない場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

対抗措置が発動される場合

大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記 に記載の対抗措置をとることがあります。

本プランが遵守された場合であっても、以下の()から()に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものである場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記に記載の対抗措置をとることがあります。なお、独立委員会は、大規模買付行為について、以下の()から()に定める要件の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ対抗措置の発動等に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

- () 下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- () 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当社株主の皆様へ交付される対価の条件を含みます。）を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
- () 買付行為の条件（買付行為の種類・価額、買付行為の時期、買付行為の方法の適性、買付行為の実現可能性、買付行為の後の経営方針・事業計画、買付行為の後に於ける当社の他の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付行為である場合
- () 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為である場合

上記 または にかかわらず、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- () 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- () 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により上記()から()に定める要件に該当しなくなった場合

対抗措置の内容

上記 の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律により取締役会の権限として認められるものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は後記（新株予約権の概要）記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

へ．株主・投資家に与える影響等

本更新時の影響等

本更新時においては、新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て）が株主・投資家に与える影響等

当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦当社取締役会において新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記ホ． に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

これらの手續の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示します。

新株予約権には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）を交付することができる旨の条項（取得条項）を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様は新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行っていただく必要はありません。

なお、当社による取得手續の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告します。

ト．本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月23日開催の定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後においても、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、本プランの具体的手續または対抗措置発動の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の意見を伺って行い、その他の変更については当社取締役会決議により行います。なお、当社取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

4 基本方針の実現のための上記各取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値向上のための取組み、安定的な株主還元政策およびコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）について

当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものです。

当該取組みが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

株主意思の重視

本プランは、平成22年6月23日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

独立性を有する社外取締役の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとしています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとしており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3ホ．「対抗措置が発動される場合」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足しなければ発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

取締役会の裁量権について濫用防止策が施されていること

本プランは、株式の大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用していないことから、本プランは、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

- (注) 1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）を意味します。
- 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。
 - 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。
 - 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にさせていただく必要があります。
 - 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨および理由を説明していただく必要があります。
 - 買付け等の方法の適法性について、第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。
 - 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。
 - 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。
 - 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。
 - 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

(独立委員会の概要)

独立委員会の設置の目的等

独立委員会は、大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」の3ホ. ()から()に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものです。

構成

当社社外取締役のみによって構成されます。

任期

当社社外取締役の任期と同期間です。

決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、

決議事項その他職務事項

独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとし、

- () 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
- () 大規模買付情報の完備の判断
- () 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
- () 独立委員会評価期間の設定
- () 独立委員会評価期間の延長
- () 大規模買付者との協議・交渉
- () 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
- () 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、委員会が求める事項に関する説明要求
- () 独立委員会評価期間中行う株主の意向把握
- () 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う客先、取引先、従業員等からの意見聴取
- (xi) 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料等の評価・検討
- (x) 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
- (x) 本プランの基準に基づく対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
- (x) 上記判断に基づく取締役会への勧告
- (x) 独立委員会評価期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任・依頼
- (x) その他上記各号に付随する事項

(新株予約権の概要)

新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とします。

割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）数とします。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

新株予約権の無償割当ての効力発生日

本割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とします。なお、下記 の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行う必要はありません。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとします。

新株予約権の行使期間

本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記 の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができます。

その他

上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、本割当決議において別途定めるものとします。

(4) 研究開発活動

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジンF₂誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、平成20年12月より日本で「タプロス点眼液」として販売中です。欧州では平成20年6月のドイツに始まり、現在、20カ国で自社販売しています。アジアにおいては、平成22年3月以降、香港、韓国、インドネシア、シンガポールで新たに発売しています。中国では承認申請中です。また、平成21年4月には、メルク社（米国）とのライセンス契約締結により、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾しました。メルク社は平成21年9月以降、イギリス、スペイン、イタリアなど合計11カ国でタフルプロストを販売しており、米国で承認申請中です。この結果、タフルプロストの販売国は、全世界で36カ国となっています。また、平成24年2月に、防腐剤を含まない1回使い切りタイプのDE-118（一般名：タフルプロスト）について、日本で製造販売承認を申請しました。

緑内障・高眼圧症を適応症とするDE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、日本と欧州で第 相試験を実施中です。また、緑内障・高眼圧症を適応症とするアデノシンA_{2A}受容体作動薬DE-112（一般名：未定）は、第 相/前期第 相試験を米国で実施中です。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、平成22年12月より日本で「ジクアス点眼液」として販売しています。また、韓国では平成23年12月に製造販売承認を取得し、中国でも承認申請準備中です。ドライアイを含む角結膜上皮障害を適応症とするDE-101（一般名：リボグリタゾン）は、涙液の状態を改善する薬剤として、米国で第 相試験を実施中です。また、遷延性角膜上皮欠損を適応症とするDE-105（一般名：未定）は、日本で第 相試験を実施中です。さらに、選択的グルココルチコイド受容体作動薬DE-110（一般名：未定）も、ドライアイを含む角結膜上皮障害を対象とする第 相試験を米国で実施中です。

網膜・ぶどう膜疾患領域において、糖尿病黄斑浮腫を適応症とするDE-102（一般名：ベタメタゾン）は、第 相/第 相試験を日本で実施中です。加えて、網膜静脈分枝閉塞症に伴う黄斑浮腫についても日本で第 相/第 相試験を開始しました。また、ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、米国で第 相試験を実施中で、日本でも第 相試験を開始しました。

外眼部感染症を適応症とするDE-108（一般名：レボフロキサシン（1.5%））は、平成23年6月より「クラビット点眼液1.5%」として、日本で販売しています。また、平成23年10月には、韓国で製造販売承認を申請しました。

アレルギー性結膜炎を適応症としたDE-114（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、日本で第 相試験を実施中です。

関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）は、日本で第 相試験を実施中です。

ノバガリの臨床開発品について、Cyclokot（シクロカット、一般名：シクロスポリン）は、重症ドライアイを適応症として欧州で第 相試験を実施中で、米国では第 相段階にあります。

なお、春季カタルを適応症とするVekacia（ベカシア、一般名：シクロスポリン）、緑内障・高眼圧症を適応症とするCatioprost（カチオプロスト、一般名：ラタノプロスト）、そして糖尿病黄斑浮腫を適応症とするCortiject（コルチジェクト、一般名：デキサメタゾンパルミチン酸エステル）の3品目は現在、事業性について評価中です。

なお、当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、122億4千3百万円です。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	87,127,603	87,133,203	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	87,127,603	87,133,203	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	87,127,603	-	6,670	-	7,365

(注) 平成24年1月1日から平成24年1月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が5,600株、資本金が6百万円、資本準備金が6百万円それぞれ増加しています。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,046,700	870,467	同上
単元未満株式	普通株式 80,103	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	87,127,603	-	-
総株主の議決権	-	870,467	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれています。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 参天製薬株式会社	大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19	800	-	800	0.00
計	-	800	-	800	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	65,558	57,614
受取手形及び売掛金	38,980	40,147
有価証券	13,332	12,940
商品及び製品	11,784	11,231
仕掛品	449	554
原材料及び貯蔵品	2,469	2,443
繰延税金資産	1,986	1,193
その他	3,106	3,006
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	137,668	129,130
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,719	40,494
減価償却累計額及び減損損失累計額	27,268	27,877
建物及び構築物(純額)	13,450	12,616
機械装置及び運搬具	11,153	11,084
減価償却累計額及び減損損失累計額	9,520	9,575
機械装置及び運搬具(純額)	1,632	1,509
土地	8,216	8,202
リース資産	233	219
減価償却累計額及び減損損失累計額	47	55
リース資産(純額)	186	164
建設仮勘定	186	1,466
その他	10,937	11,066
減価償却累計額及び減損損失累計額	9,653	9,729
その他(純額)	1,283	1,337
有形固定資産合計	24,956	25,297
無形固定資産		
のれん	-	6,199
ソフトウェア	952	840
その他	39	6,333
無形固定資産合計	991	13,373
投資その他の資産		
投資有価証券	12,141	11,840
繰延税金資産	7,538	6,660
その他	1,505	1,275
投資その他の資産合計	21,185	19,776
固定資産合計	47,133	58,447
資産合計	184,801	187,577

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,031	4,945
未払金	8,444	8,420
未払法人税等	4,631	2,182
賞与引当金	2,712	1,541
その他	2,285	2,436
流動負債合計	24,104	19,526
固定負債		
繰延税金負債	20	2,077
退職給付引当金	3,266	3,290
役員退職慰労引当金	453	206
資産除去債務	160	162
その他	391	529
固定負債合計	4,292	6,266
負債合計	28,397	25,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,614	6,670
資本剰余金	7,968	8,025
利益剰余金	147,578	153,636
自己株式	1	3
株主資本合計	162,159	168,328
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	443	316
為替換算調整勘定	5,618	6,577
その他の包括利益累計額合計	6,061	6,894
新株予約権	305	350
純資産合計	156,404	161,784
負債純資産合計	184,801	187,577

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	82,105	86,438
売上原価	26,190	26,950
売上総利益	55,915	59,487
販売費及び一般管理費	33,807	37,267
営業利益	22,107	22,220
営業外収益		
受取利息	33	37
受取配当金	443	440
為替差益	-	39
その他	364	352
営業外収益合計	841	869
営業外費用		
支払利息	30	17
為替差損	71	-
その他	26	40
営業外費用合計	127	57
経常利益	22,820	23,032
特別利益		
固定資産処分益	5	4
投資有価証券売却益	-	57
会員権売却益	7	-
特別利益合計	12	61
特別損失		
固定資産処分損	7	12
投資有価証券売却損	-	15
投資有価証券評価損	150	-
会員権売却損	1	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	108	-
特別損失合計	268	27
税金等調整前四半期純利益	22,564	23,066
法人税、住民税及び事業税	6,380	6,868
法人税等調整額	1,506	1,430
法人税等合計	7,886	8,299
少数株主損益調整前四半期純利益	14,677	14,766
四半期純利益	14,677	14,766
少数株主損益調整前四半期純利益	14,677	14,766
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	536	127
為替換算調整勘定	1,056	959
その他の包括利益合計	1,593	832
四半期包括利益	13,084	13,934
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,084	13,934
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	22,564	23,066
減価償却費	2,231	2,075
退職給付引当金の増減額(は減少)	240	28
受取利息及び受取配当金	476	477
支払利息	30	17
売上債権の増減額(は増加)	3,091	1,279
たな卸資産の増減額(は増加)	95	345
仕入債務の増減額(は減少)	571	1,278
その他	172	1,461
小計	20,850	21,035
利息及び配当金の受取額	462	476
利息の支払額	32	12
法人税等の支払額	11,828	9,262
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,451	12,237
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,061	150
定期預金の払戻による収入	2,329	2,183
有価証券の取得による支出	1,501	1,416
有価証券の売却による収入	-	3,038
固定資産の取得による支出	1,386	2,690
固定資産の売却による収入	185	5
投資有価証券の取得による支出	3,684	1,007
投資有価証券の売却による収入	3	376
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	10,278
その他	-	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,116	9,945
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	263	-
短期借入金の返済による支出	789	-
配当金の支払額	6,702	8,591
その他	69	103
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,158	8,487
現金及び現金同等物に係る換算差額	462	501
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,285	6,697
現金及び現金同等物の期首残高	64,348	72,482
現金及び現金同等物の四半期末残高	58,063	65,784

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 第2四半期連結会計期間より、サンテン・インディア・プライベート・リミテッドを新たに設立したため、連結の範囲に含めています。 また、当第3四半期連結会計期間より、ノバガリ・ファーマ・エス・エーを買収したため、連結の範囲に含めています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 当社は、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を結んでいます。 コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額 16,000百万円 借入実行残高 - 百万円	1 当社は、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を結んでいます。 コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額 16,000百万円 借入実行残高 - 百万円
2 偶発債務 従業員の金融機関からの借入金に対し232百万円の債務保証を行っています。	2 偶発債務 従業員の金融機関からの借入金に対し191百万円の債務保証を行っています。
	3 受取手形は手形交換日をもって決済しています。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は、金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日決済予定の売上債権が期末残高に含まれていません。 受取手形 16百万円

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。
給料及び手当 6,688 百万円	給料及び手当 7,147 百万円
賞与引当金繰入額 812 百万円	賞与引当金繰入額 841 百万円
退職給付費用 709 百万円	退職給付費用 812 百万円
研究開発費 9,754 百万円	研究開発費 12,243 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。
現金及び預金勘定 52,843 百万円	現金及び預金勘定 57,614 百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 2,879 百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 827 百万円
償還期間が3ヵ月以内の短期投資(有価証券) 8,099 百万円	償還期間が3ヵ月以内の短期投資(有価証券) 8,998 百万円
現金及び現金同等物 58,063 百万円	現金及び現金同等物 65,784 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,403	40.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	3,404	40.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,352	50.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	4,356	50.00	平成23年9月30日	平成23年11月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント	その他	計	調整額	四半期連結損益 及び包括利益 計算書計上額
	医薬品 (百万円)	(百万円) (注)			
売上高					
外部顧客への売上高	80,633	1,472	82,105	-	82,105
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	93	93	93	-
計	80,633	1,565	82,199	93	82,105
セグメント利益又は損失()	22,366	259	22,107	-	22,107

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント	その他	計	調整額	四半期連結損益 及び包括利益 計算書計上額
	医薬品 (百万円)	(百万円) (注)1			
売上高					
外部顧客への売上高	84,403	2,034	86,438	-	86,438
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	86	86	86	-
計	84,403	2,120	86,524	86	86,438
セグメント利益	22,011	208	22,220	-	22,220

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 ノバガリの全株式を取得し子会社化したことにより、前連結会計年度末に比べ医薬品セグメントの資産が大幅に増加しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

医薬品セグメントにおいて、ノバガリの全株式を取得し子会社化しました。当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間において6,199百万円です。

なお、取得原価の配分が完了していないため、発生したのれんは暫定的な金額です。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

[取得による企業結合]

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ノバガリ・ファーマ・エス・エー

事業の内容 眼科用医薬品の開発、販売

企業結合を行った主な理由

ノバガリは、ドライアイ領域における眼科用医薬品の研究開発を展開する製薬企業であり、一般用医薬品の販売も行っています。当社は、ノバガリの有する高い研究開発力と製剤技術力に着目しました。

特にノバガリが保有する、Novasorb技術(*)を含む優れた製剤技術を獲得する事により、当社の開発品の臨床効果の向上を図ることが可能となり、当社の競争力向上のためには、ノバガリの買収が最適な選択肢であると判断しました。また同社が現在開発中のCyclokot(シクロカット、一般名:シクロスポリン)は、前述のNovasorb技術を使用した、ドライアイ領域では世界的に数少ない後期開発品であり、今後、欧州市場における初の医療用ドライアイ治療剤としての上市が期待できる事により、当社が重点地域とする欧州を含む海外事業の強化が図れると考えています。

* 乳化点眼剤に正電荷を付与する技術で、それにより薬剤の眼表面滞留性と眼内移行性を高めるためのもの。

企業結合日

平成23年10月11日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

ノバガリ・ファーマ・エス・エー

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてノバガリの株式の100%を取得したためです。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益及び包括利益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当第3四半期連結累計期間における四半期連結損益及び包括利益計算書には、ノバガリの業績を含んでいません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 10,401 百万円

取得に直接要した費用 546 百万円

取得原価 10,948 百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

6,199百万円

なお、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な金額です。

発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

償却方法及び償却期間

10年間にわたって均等償却します。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	172円43銭	169円49銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	14,677	14,766
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	14,677	14,766
普通株式の期中平均株式数 (千株)	85,121	87,122
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	172円24銭	169円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	97	83
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月1日開催の取締役会において、平成23年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、第100期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の中間配当を、次のとおり行う旨を決議し、配当を行っています。

（1）中間配当金総額	4,356百万円
（2）1株当たりの金額	50円
（3）支払請求権の効力発生日および支払開始日	平成23年11月30日（水）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

参天製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀 孝一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 尋史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 久美子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。